

(変更)

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	69	担当課	薬務衛生課
法令名	動物の愛護及び管理に関する法律	根拠条項	第26条第1項及び第28条第1項	許認可等の内容	許可
<p>都道府県知事は、次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合するものであること。二 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準に適合するものであること。三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。<ul style="list-style-type: none">イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの <p><特定動物の飼養又は保管を行う目的></p> <ul style="list-style-type: none">一 動物園その他これに類する施設における展示二 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用三 生業の維持四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る愛玩又は鑑賞<ul style="list-style-type: none">イ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号。以下「令和元年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた令和元年改正法第一条の規定による改正前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物ロ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物五 法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であつて、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において相続人が行う当該個体の飼養又は保管六 前各号に掲げるもののほか、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的 <p><環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準></p>					

- 一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
 - イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
 - ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあつてはこの限りでない。
 - ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあつてはこの限りでない。
- 二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。
- 三 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置が、次のいずれかに該当すること。
 - イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保
 - ロ 殺処分（イを行うことが困難な場合であつて、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）